

契約とは？

トラブルに巻き込まれないためにも、正しく理解してください

私たちは毎日の生活の中で、意識していなくても様々な「契約」をしています。様々な契約トラブルを未然に防ぐため、契約に関する基礎知識を身につけておきましょう。

問題

～注文・申込みの取り消しは可能でしょうか？～

問1 ほしい商品が店頭になかったので、店員に口頭で注文した。後日、他の店舗でほしかった商品を格安で販売していたので、購入した。以前お願いした店舗には、注文の取り消しをお願いしたい。

問2 スポーツクラブの入会申込書に氏名、住所を記入して提出した。はんこを押してないので、申込みを取り消すことはできるか？



答え

口頭の注文であっても、また、契約書にはんこを押してなくても、契約は成立していますので、一方的に注文や申込みを取り消すことはできません。

Study

契約の成立とは

- 契約とは、法的責任を伴う約束のこと。
(契約は、当事者双方の合意(申込と承諾の一致)によって成立します。)
- 契約書がなくても、口約束でも契約は成立します。



Study

契約が成立したときの権利・義務

- 契約が成立したら、当事者双方は、約束を守る義務が生じます。(商品を渡す義務、代金を支払う義務等)
- 一度結んだ契約は、原則として、一方の都合で勝手にやめたり変更することはできません。
(双方が合意した場合は、契約解除ができます。)

Study

契約書とは

- 契約書は、契約の内容を確認するための証拠書類であり、必ずしも契約に不可欠なものではありません。
- ただし、契約書に署名すると、原則として契約書の記載内容を全部承諾したものとされますので、よく読んでから署名しましょう。
- 契約書は、契約内容を確認する意味とともに、契約の証拠でもあります。契約書は、少なくとも契約関係が終了するまで保管しておきましょう。

一度結んだ契約は、一方的に破棄することはできません。契約はくれぐれも慎重に！

契約の解消

一定の理由があるときは、契約の解消が認められます

いったん契約すると、正当な理由がない限り、一方的に契約を破棄することはできません。ただし、クーリング・オフ制度のほか、次のような場合は、特定商取引に関する法律や消費者契約法などの規定により、条件次第で契約の解除や取消しができます。

Study

クーリング・オフ

- 電話勧誘や訪問販売などのような不意打ち的な販売方法では、内容を十分に理解しないまま契約してしまう恐れがあります。そこで、頭を冷やして良く考え直す期間を消費者に与え、一定の期間内であれば、消費者が事業者との間で締結した契約を一方的に無条件で解除できる制度が、クーリング・オフです。(クーリング・オフできる取引は、法律等に定めがある場合に限られます。)

Study

契約の取消し

- 事業者の不適切な行為により結んだ契約は、取消しを主張できます。
(例) 詐欺や強迫により契約した場合、未成年者の場合、認知症などにより十分な判断能力がない場合。なお、間違えて契約した場合(錯誤)は、無効を主張できます。

Study

契約の「ある条項」が無効

- 消費者に一方的に不当・不利益な条項は無効を主張できます。
(例) 法外なキャンセル料を請求した場合、損害賠償を免除・制限する場合

※クーリング・オフの期間が過ぎてしまった場合や、クーリング・オフの適用がない場合でも、不適切な勧誘行為等が認められれば、契約を取り消すことができる場合がありますので、トラブルに巻き込まれた方は、お近くの消費生活センターにご相談ください。



名義貸しは絶対にやめましょう!

契約者として支払義務が生じます

事例

職場の先輩に「絶対に迷惑をかけないから、名前を貸して」と頼まれ、ある契約に名義を貸した。しばらくして、先輩とは連絡が取れなくなり、督促状が自宅に届くようになった。支払う義務はあるか?

いわゆる「名義貸し」ですが、名前を貸しただけでも、契約は成立していますので、代金の支払い義務は、名義を貸した人が負うことになります。「名前を貸すだけなら…」と安易に応じると、トラブルに巻き込まれます。

- ※アルバイト代や報奨金を出すと云って名義貸しを持ちかけられても、絶対に話に乗ってはいけません。
- ※名義貸しのほか、クレジットカードなどを他人に預けるのは大変危険ですので、絶対にやめましょう。

